

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 自動車の保管場所証明
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律 第3条(保管場所の確保)</li><li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等)</li><li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等) 第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)</li></ul>
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 7日(行政庁の休日含まない。)
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先 : 交通部駐車対策課駐車対策第三係 電話 03-3581-4321 内線 7870-5642, 3
備 考 :